

総合評価落札方式競争入札実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日 総務第65号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月7日総務第201号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第345号一部改正、令和4年3月17日付け出総第350号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正</p> <p>第1～第6 〔略〕</p> <p>第7 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、条件付一般競争入札参加申請書（条件付要領様式第3号）に併せて、入札公告で定める総合評価技術提案書及びこれに添付して提出する資料（以下「総合評価技術提案書等」という。）を入札公告に示す期限（以下「申請期限」という。）までに提出させるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第8～第20 〔略〕</p> <p>第21 主任技術者又は監理技術者として若手（申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未満の者）又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）の配置を認めることとし、各号に定めるとおりに取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 受注者は、配置した専任補助者を変更したときは、配置技術者調書（様式第11号）を添付のうえ、現場代理人等変更通知書（県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に定める様式をいう。）を知事に提出するものとする。</p> <p>第22 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成23年6月29日付け総務第65号）</p> <p>1 この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成19年6月15日付け総務第280号）、総合評価落札方式条件付一般競争入札施行細則（平成18年3月29日付け総務第1166号）及び総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価試行要領（平成21年3月30日付け総務第1253号）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）</p> <p>1 この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成25年10月17日総務第172号）</p> <p>1 この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成27年3月31日総務第286号）</p> <p>1 この要領は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 様式第1-1号、様式第1-2-1号、様式第1-2-2号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。</p>	<p style="text-align: center;">総合評価落札方式競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日 総務第65号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月7日総務第201号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第345号一部改正、令和4年3月17日付け出総第350号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、<u>令和6年12月24日付け出総第178号、令和7年3月10日付け出総第245号</u></p> <p>第1～第6 〔略〕</p> <p>第7 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、条件付一般競争入札参加申請書（条件付要領様式第3号）に併せて、入札公告で定める総合評価技術提案書（<u>様式第3号</u>）及びこれに添付して提出する資料（以下「総合評価技術提案書等」という。）を入札公告に示す期限（以下「申請期限」という。）までに提出させるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第8～第20 〔略〕</p> <p>第21 主任技術者又は監理技術者として若手（申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未満の者）又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）の配置を認めることとし、各号に定めるとおりに取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) 受注者は、配置した専任補助者を変更したときは、配置技術者調書（<u>条件付要領様式第11号</u>）を添付のうえ、現場代理人等変更通知書（県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に定める様式をいう。）を知事に提出するものとする。</p> <p>第22 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成23年6月29日付け総務第65号）</p> <p>1 この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成19年6月15日付け総務第280号）、総合評価落札方式条件付一般競争入札施行細則（平成18年3月29日付け総務第1166号）及び総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価試行要領（平成21年3月30日付け総務第1253号）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成24年2月29日付け総務第273号）</p> <p>1 この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成25年3月6日付け総務第302号）</p> <p>1 この要領は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成25年10月17日総務第172号）</p> <p>1 この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成27年3月31日総務第286号）</p> <p>1 この要領は、平成27年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>3 様式第1-1号、様式第1-2-1号、様式第1-2-2号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 (平成 28 年 3 月 7 日総務第 201 号)</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号)</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号)</p> <p>この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号)</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号)</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号)</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 2 年 10 月 12 日付け出総第 186 号)</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 10 月 12 日以後に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号)</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 17 日付け出総第 350 号)</p> <p>1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、様式第 3 号の改正部分は、令和 4 年 4 月 1 日以降に提出する用紙について適用し、同日前に提出した用紙については、なお従前の例による。</p> <p>2 様式第 3 号の改正部分について、改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p> <p>附 則 (令和 4 年 6 月 22 日付け出総第 83 号)</p> <p>この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 5 年 3 月 10 日付け出総第 334 号)</p> <p>この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 6 年 12 月 24 日付け出総第 178 号)</p> <p>この要領は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する</p>	<p>附 則 (平成 28 年 3 月 7 日総務第 201 号)</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号)</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号)</p> <p>この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号)</p> <p>この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号)</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号)</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 2 年 10 月 12 日付け出総第 186 号)</p> <p>1 この要領は、令和 2 年 10 月 12 日以後に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号)</p> <p>この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 17 日付け出総第 350 号)</p> <p>1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、様式第 3 号の改正部分は、令和 4 年 4 月 1 日以降に提出する用紙について適用し、同日前に提出した用紙については、なお従前の例による。</p> <p>2 様式第 3 号の改正部分について、改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。</p> <p>附 則 (令和 4 年 6 月 22 日付け出総第 83 号)</p> <p>この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 5 年 3 月 10 日付け出総第 334 号)</p> <p>この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p>附 則 (令和 6 年 12 月 24 日付け出総第 178 号)</p> <p>この要領は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</p> <p><u>附 則 (令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 245 号)</u></p> <p><u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p>
<p>様式第 1-1 号 [略]</p>	<p>様式第 1-1 号 [略]</p>
<p><u>様式第 1-1 号別紙 [別紙による]</u></p>	<p><u>様式第 1-1 号別紙 [別紙による]</u></p>
<p>様式第 1-2-1~様式第 1-2-3 号 [略]</p>	<p>様式第 1-2-1~様式第 1-2-3 号 [略]</p>
<p><u>様式第 1-3 号、様式第 1-4 号 [別紙による]</u></p>	<p><u>様式第 1-3 号、様式第 1-4 号 [別紙による]</u></p>
<p>様式第 1-5 号、様式第 2-1 号~様式第 2-3 号 [略]</p>	<p>様式第 1-5 号、様式第 2-1 号~様式第 2-3 号 [略]</p>
<p><u>様式第 3 号、様式第 3-1-1 号~様式第 3-1-5 号 [別紙による]</u></p>	<p><u>様式第 3 号、様式第 3-1-1 号~様式第 3-1-5 号 [別紙による]</u></p>
<p>様式第 3-2-1 号~様式第 3-8-2 号 [略]</p>	<p>様式第 3-2-1 号~様式第 3-8-2 号 [略]</p>
<p><u>様式第 3-9 号 [別紙による]</u></p>	<p><u>様式第 3-9 号 [別紙による]</u></p>
<p>様式第 3-10 号~様式第 5 号 [略]</p>	<p>様式第 3-10 号~様式第 5 号 [略]</p>

改 正 前	改 正 後
改 正 理 由	所要の文言整理、技術評価基準の改正に伴う様式の改正